

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

◆平成23年7月14日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその化合物の「詳細リスク評価」の結果、多くの事業場で作業工程に共通すると考えられる高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

◆平成23年12月21日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」公表

リスク評価検討会報告を受け、3物質について具体的健康障害防止措置、及びくん蒸作業の対象物質の追加を検討し、下記のとおりとりまとめた。

健康障害防止措置検討会の検討結果（概要）

インジウム化合物 ※金属インジウムを含まない	管理第2類物質及び特別管理物質と同様の措置を講じること、呼吸用保護具の義務付けが必要 発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断等
エチルベンゼン ※塗装の作業に限る	第2種有機溶剤等と同様の措置を講じることが必要 発散抑制措置、呼吸用保護具、作業の記録等特化則の特別管理物質と同様の措置 等
コバルト及びその無機化合物 ※触媒として取り扱う作業を除く	管理第2類物質及び特別管理物質と同様の措置を講じることが必要 発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断等
エチレンオキシド、酸化プロピレン ※既に特定化学物質となっている	くん蒸作業に係る措置の対象とすることが必要

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則等の改正を行った。

改正の内容

次の①～③の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。また、くん蒸作業に係る規定の対象を拡大。

	①インジウム化合物	②コバルト及びその無機化合物	③エチルベンゼン	※エチレンオキシド及び酸化プロピレン
政令	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施	変更なし （既に特定化学物質に指定されている）
特化則	◆管理第2類物質に指定 ➢発散抑制措置 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録等の30年保存 ◆呼吸用保護具の着用 ◆作業場の清掃、呼吸用保護具等への付着物の除去	※触媒として取り扱う業務は適用除外 ◆管理第2類物質に指定 ➢発散抑制措置 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録等の30年保存 ◆作業場の清掃	※塗装の業務のみに適用 ◆新たなカテゴリ「エチルベンゼン等」を新設 ➢基本的に特化則の規定を適用 ➢有機則の発散抑制措置、呼吸用保護具の使用等の関係規定を準用 ◆使用する呼吸用保護具の種類を限定 ➢蒸気発散面が広い場合の発散抑制措置の特例適用時のみ ◆作業主任者は有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録等の30年保存	◆くん蒸作業において取り扱う場合は、特殊な作業等の管理の対象に追加 ➢くん蒸する場所の濃度の測定は外部から行う ➢くん蒸中の漏えいの有無の点検 ➢燻蒸後に立ち入るときは予め濃度を測定する等
安衛則	◆局所排気装置等の設置届	◆局所排気装置等の設置届	◆局所排気装置等の設置届	
関係告示	◆インジウム化合物の製造取り扱い作業に係る呼吸用保護具 ◆作業環境測定基準	◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準（管理濃度0.02mg/m³）	◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準（管理濃度20ppm）	

公布期日等

政令：平成24年9月20日公布
 省令：平成24年10月1日公布

平成25年1月1日施行
 平成25年1月1日施行

※一部の規定に経過措置あり。